

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年十月五日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 仁科百貨店児島下の町店  
所在地 倉敷市児島下の町五一一三八五ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社平成興業  
住所 倉敷市水島高砂町五一一  
代表者の氏名 代表取締役 仁科 省吾
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称  
（変更前）平成興業有限会社  
（変更後）株式会社平成興業
- 4 変更年月日  
平成十九年六月五日

#### 二 届出年月日

平成十九年九月二十六日

#### 三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間  
平成十九年十月五日から平成二十年二月五日まで
- 2 縦覧の場所  
岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課